

別紙

東京消防庁
横浜市 消防相互応援協定

協定締結日 昭和51年6月30日

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づく東京消防庁（以下「甲」という。）と横浜市（以下「乙」という。）との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災等の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は、次のとおり行うものとする。

(1) 普通・通常応援（甲については普通応援、乙については通常応援という。）

ア 別表第1に定める区域内に発生した火災を受報し、又は覚知した場合は、応援側から1隊出場する。

イ 別表第2に定める区域内に発生した災害を受報し、又は覚知した場合は、別に定めるところにより出場するものとする。

(2) 特別応援

甲又は乙の管轄区域内に大火災又は集団災害等が発生し応援を必要とする場合に、前号にかかわらず被応援側の消防長の要請又は応援側の消防長の状況判断により応援する。

第4条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出場隊の長は、消防行動についてすみやかに現場最高責任者に報告するものとする。

第6条 この協定を実施するため必要な経費は、次の区分により負担するものとする。

(1) この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は応援側の負担とする。

(2) 前号以外の経費は、被応援側の負担とする。

第7条 この協定に定めるもののほか、応援に関する必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

第8条 この協定の運用について疑義を生じたときは、そのつど甲乙協議して決定するものとする。

第9条 この協定を証するため、正本2通を作成、甲乙各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、昭和51年7月1日から効力を生ずる。

昭和51年6月30日

東京消防庁消防長
消防総監 村 山 茂 直
横浜市
市 長 飛鳥田 一 雄

【改正】

附 則

この協定は、平成18年11月20日から効力を生ずる。

平成18年11月20日

東京消防庁
消防総監 関 口 和 重

横浜市
市長 中 田 宏

【改正】

附 則

この協定は、平成２８年４月２４日から効力を生ずる。

平成２８年４月２２日

東京消防庁
消防総監 高 橋 淳
横浜市
市長 林 文 子

【改正】

附 則

この協定は、平成２８年７月１８日から効力を生ずる。

平成２８年４月２２日

東京消防庁
消防総監 高 橋 淳
横浜市
市長 林 文 子

別表第 1

普 通 ・ 通 常 応 援 出 場 区 域

東京消防庁側の応援区域	横浜市側の応援区域
緑区のうち 長津田町 長津田一丁目 長津田二丁目 長津田三丁目 長津田四丁目 長津田五丁目 長津田六丁目 長津田七丁目 青葉区のうち 恩田町 あかね台一丁目 あかね台二丁目 すみよし台 桂台一丁目 桂台二丁目 奈良町 奈良一丁目 奈良二丁目 奈良三丁目 奈良四丁目 奈良五丁目 緑山	町田市のうち 鶴間一丁目 鶴間二丁目 鶴間三丁目 鶴間四丁目 鶴間五丁目 鶴間六丁目 鶴間七丁目 鶴間八丁目 南町田一丁目 南町田二丁目 南町田三丁目 南町田四丁目 南町田五丁目 南つくし野一丁目 南つくし野二丁目 南つくし野三丁目 南つくし野四丁目 つくし野一丁目 つくし野二丁目 つくし野三丁目 つくし野四丁目 成瀬が丘一丁目 成瀬が丘二丁目 成瀬が丘三丁目 小川一丁目 小川二丁目 小川三丁目 小川四丁目 小川五丁目 小川六丁目 小川七丁目 成瀬一丁目 成瀬二丁目 成瀬三丁目 成瀬四丁目 成瀬五丁目 成瀬六丁目 成瀬七丁目 成瀬八丁目 西成瀬一丁目 西成瀬二丁目 西成瀬三丁目 南成瀬一丁目 南成瀬二丁目 南成瀬三丁目 南成瀬四丁目 南成瀬五丁目 南成瀬六丁目 南成瀬七丁目 南成瀬八丁目 東玉川学園一丁目 東玉川学園二丁目 東玉川学園三丁目 東玉川学園四丁目 成瀬台一丁目 成瀬台二丁目 成瀬台三丁目 成瀬台四丁目 玉川学園一丁目 玉川学園二丁目 玉川学園三丁目 玉川学園四丁目 玉川学園五丁目 玉川学園六丁目 玉川学園七丁目 玉川学園八丁目

別表第 2

自動車専用道路普通・通常応援出場区域

東京消防庁側の応援区域	横浜市側の応援区域
国道 16 号線（保土ヶ谷バイパス）上り線のうち 南町田北交差点から東名高速道路横浜町田インターチェンジとの合流地点までの横浜市の管轄区域	国道 16 号線（保土ヶ谷バイパス）下り線のうち 東名高速道路横浜町田インターチェンジへの分流地点から南町田北交差点までの東京消防庁の管轄区域（保土ヶ谷バイパスから東名高速道路横浜町田インターチェンジまでの連絡道路を含む。）